施 工 条 件 の 明 示

工事番号 ： 浄修2024第2号

工 事 名 ： 送水ポンプ等点検整備工事

工事場所 ： 千葉県夷隅郡大多喜町小谷松500番地　大多喜浄水場

明示項目	明 示 事 項
工程関係	1　本工事対象は、浄水処理を行う重要な設備であり、十分な協議及び調整を行い、当浄水場の水運用に支障をきたさないよう工程管理に十分注意し、工事を実施すること。 2　機器及び材料搬入時において、他工事受注者と十分協議を行うこと。 3　千葉県の休日に関する条例（平成元年千葉県条例第１号）第１条に規定する県の休日は原則として作業を行わないものとする。 　万が一、作業が必要になった場合は、別途協議し当企業団の承諾を得たうえで実施すること。 4　施工時間帯について、平日の日中（９：００～１７：００）とする。万が一これ以外の時間帯の作業が必要になった場合は、別途協議し当企業団の承諾を得たうえで実施すること。
安全対策関係	1　安全管理は最優先とする。「労働安全衛生法」等の安全法規、「水道工事標準仕様書」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」等の安全施工指針、また、「土木請負工事に関する安全・訓練の実施について」や「建設工事の安全対策に関する措置について」等の安全施工に関する国土交通省通達に基づき、本工事の現場に必要な安全対策を策定し、施工計画書に記載して、確実に実施すること。 ・安全管理組織 ・主要な各工事段階における安全施工管理 ・工事区域における安全員及び標識の配置 ・安全訓練及び安全衛生教育 2　現場においては、通常の安全管理の他、常に現場の状況に即した対応を講じるものとする。特に高所作業や重量物の移動等には、十分に安全を確保したうえ作業を行うこと。 3　工事現場の安全衛生に関する管理は、現場代理人が責任者となり、建築基準法、労働安全衛生法等の関係法令に従って行い、常に整理整頓を行うとともに、危険箇所については標識類、防護柵等の安全対策をとり事故の防止に努めること。
施工関係	1　本工事施工においては、稼働している浄水場での工事なので、既設設備に支障が生じないよう、施工管理、品質管理、切替手順、現場管理、安全対策等を検討した施工計画書を提出すること。 2　施工に当たり、関連する工事等と日程調整を行い、遅れを発生させることなく工事を完了させること。

	３　施工に当たり、設備を休停止する必要がある場合は、余裕をもって事前に監督職員と協議し、その期間が最小となるよう工程調整を行うこと。
用地関係	１　現場事務所の設置が必要な場合は、設置期間及び設置場所について監督職員と協議するものとする。 ２　本工事施工エリアは、薬品納入用の大型車が定期的に往来する場所であることに加え、複数の別工事の施工が予定されているため、最小限のスペースで資材及び作業管理を行うこと。
公害対策関係	排出ガス対策型、低騒音及び低振動機器を使用すること。
仮設関係	仮設電源は原則、受注者にて発電機を設置し使用すること。ただし、検査、試運転調整等の工事に係る用水等については、当企業団の施設に支障のない範囲で支給する。
建設副産物関係	建設発生土、コンクリート塊などの建設副産物については、別添「特記仕様書」、「建設副産物に関する特記仕様書」、「建設リサイクル法に関する特記仕様書」に基づき、適切に搬出、処理すること。
産業廃棄物関係	産業廃棄物の処分については、適切に処理を行うこと。
工事支障物件関係	特になし
その他	１　浄水場内に施設見学者が来訪する場合は十分に注意し、工程を調整すること。 ２　工事で延べ３０日以上現場作業する者は、事前に腸内細菌検査を受けるとともに、検査結果を報告すること。 ３　本工事で仮設足場を設置する際に、近接する既設及び新設機器等に干渉しないよう設置すること。 ４　浄水場の運営に支障とならないようにすること。

送水ポンプ等点検整備工事

特記仕様書

令和６年度

南房総広域水道企業団

第１章　総　則

第１節　一般事項

１　適用範囲

この特記仕様書（以下、「本仕様書」という。）は、千葉県企業局の水道工事標準仕様書（以下、「標準仕様書」という。）でいう特記仕様書で次の工事（以下「本工事」という。）に適用する。

なお、本仕様書に定めのない事項は、標準仕様書によるものとする。

(1)　工事番号　：　浄修 2024 第２号
(2)　工 事 名　：　送水ポンプ等点検整備工事
(3)　工事場所　：　千葉県夷隅郡大多喜町小谷松５００番地　大多喜浄水場
(4)　工事期限　：　令和７年３月１４日限り

２　仕様書等の適用

(1)　水道工事標準仕様書
（千葉県企業局 2023 年度版 R5.4.1 第 11 版）

【参照先】（千葉県企業局ホームページ）水道工事標準仕様書について
https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/keikaku/tetsuzuki/shiyousho.html

(2)　その他公的な規格及び仕様書

３　承諾図書

(1)　添付設計図は参考図であり、実施に当たっては承諾図、施工図により決定する。
(2)　受注者は、契約図書、設計図書等により設計理念を理解し、機能及び維持管理面を配慮した設計（各種計算書、機器選定及び承諾図作成）を行うとともに、関連設備、関連工事、その他関連する事項においても綿密に調査を行い実情を把握のうえ作成し、承諾を得た承諾図書等に基づき施工を行うこと。

４　設計図書の照査及び疑義

受注者は、標準仕様書 1.1.10 に従い設計図書の照査を行い、その結果、疑義がある場合は、工事打合簿により報告する。

５　手続き及び費用

官公署その他への手続きは標準仕様書 1.1.5 による。また、手続きに伴う費用は本工事の範囲とする。

６　提出書類

(1)　監督職員への提出書類は特に指示がない限り標準仕様書並びに（表－１）及び（表－２）による。

工事の実施に伴う提出書類については、様式中に決裁欄がある書類以外は原則として標準仕様書 23. 受注者提出書類 様式－4「工事打合簿」により 2 部提出し、双方が保管するものとする。

7　打合せ範囲外作業の禁止

受注者は、「打合せ範囲外作業」を行ってはならない。施工中やむを得ず「打合せ範囲外作業」が発生した場合は、必ず監督職員と協議するものとする。

8　衛生管理

(1)　水道施設での施工に当たっては、水道法その他関係法令を遵守し、衛生管理に十分留意する。

(2)　浄水場、浄水池その他これらに準じる水道施設は飲料水を取扱うので、衛生には十分注意し、また、油脂や薬剤等、飲料水や水道施設に汚染を及ぼすものは取扱いに注意しなければならない。

(3)　浄水池、接触池、ろ過池、沈殿池、沈砂池等の上部では油脂類を使用してはならない。また、周囲で使用する場合は、池内に油脂類が混入しないよう十分注意しなければならない。

(4)　健康診断

ア　健康診断（細菌検査）

水道法第21条、水道法施行規則第16条及び「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け厚生労働省健康局水道課長通知）の規定に基づき、受注者は、作業従事者に健康診断（細菌検査）を次のとおり受検させる。

イ　検査対象者

浄水場、浄水池その他これらに準じる稼働中の水道施設で工事、委託等で延べ30日以上現場作業に従事する者、ろ過池以降の施設で直接水に触れる作業をする者、その他監督職員が特に指定する者には、受注者は次のとおり健康診断（細菌検査）を受検させ、現場代理人を通じて、その検査結果を監督職員に速やかに提出する。

ウ　検査する病原体

赤痢菌、腸チフス菌、パラチフス菌、サルモネラ菌及び腸管出血性大腸菌（O-157を含む）の病原体。

また、コレラ、急性灰白髄炎（ポリオ）、A型肝炎、E型肝炎、アメーバ赤痢、クリプトスポリジウム症、泉熱、感染性胃腸炎等の感染症が流行した場合又は罹患した疑いのある者がいる場合は、監督職員の指示により検査する。

エ　検査の実施時期

現場作業を開始する直前に第1回目を行い、その後はおおむね6か月ごとに行う。ただし、ウにより流行又は罹患の疑いのある者がいる場合は監督職員の指示により随時行う。

なお、契約締結後、直ちに現場作業が開始される工事で、現場作業開始前に検査が実施できない場合は、監督職員と協議しその指示に従う。

(5)　水道法施行規則第16条第4項の規定により、同条第1項の健康診断に相当する健康診断を実施している場合は、その検査結果を監督職員に提出することにより(4)の検査を要しない。

９　創意工夫等

標準仕様書 1.2.26 による。

【参照先】（千葉県ホームページ）千葉県建設工事検査要綱－工事成績評定等実施要領第5(4)の規定による工事における創意工夫等実施状況の受注者からの提出について

https://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/index-kensasitu.html

１０　適用規格等

(1)　公的規格

本工事における機器の製作、材料の選定及び据付は、標準仕様書 13.1.2 一般事項 1. の規格及び関係諸法規によるものとする。

(2)　自社管理基準等

前項に加えて、自社又は製造メーカーの管理基準があるときは、基準種別を明記するとともに、これに基づき現場施工管理・技術的管理を行うものとする。

１１　ＣＯＲＩＮＳへの登録

標準仕様書 1.2.23 による。電子メールで提出する。

１２　建設業退職金共済制度の履行

(1)　報告書及び遅延報告書の提出

標準仕様書 1.1.21.4 による。

(2)　追加報告書の提出

受注者が(1)の遅延報告書を提出した場合又は 1 件当たり 100 万円以上の請負代金額の増額変更があった場合等において、共済証紙を追加購入したときは、当該共済証紙に係る掛金収納書を貼付した「建設業退職金共済証紙追加購入状況報告書」（以下「追加報告書」という。）を工事完成時までに提出し、掛金収納の確認を受けること。

なお、1 件当たり 100 万円以上の請負代金額の増額変更があった場合等において、追加購入しなかったときは、追加報告書にその理由を記載して提出すること。

(3) 工事の一部を下請業者に施工させた場合は、下請業者の建設業退職金共済制度への加入及び共済手帳への貼付の促進に努めること。

(4) 工事現場事務所及び工事現場の出入口等の見やすい場所に、「建設業退職金制度適用事業主工事現場」標識、シールを掲示すること。

(5) 受払簿の作成及び提出

受注者は、「共済手帳受払簿」及び「共済証紙受払簿」を作成して、それらを適切に管理すること。

受注者は、発注者から共済証紙の購入状況を把握する必要があるとして請求があった場合は、速やかに受払簿その他関係資料を提出すること。

【参照先】(千葉県ホームページ)建設業退職金共済事業(建退共)について

https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfudou/jigyousha/kensetsu/taishokukin.html

１３　保険

本工事について、受注者は次に示す内容で火災保険、組立保険及びその他の保険に付すること。

(1)　工事目的物、工事材料等に生じる損害を填補する保険

ア　被保険者　発注者、受注者及びその全下請人

イ　保険金額　請負代金金額

ウ　保険期間　工事着手日から工事目的物の引渡予定日までの期間

(2)　法定外の労災保険の付保

本工事においては、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(3)　保険契約を締結したときは、その証券の写し又はこれに代わるものを直ちに監督職員に提出すること。

(4)　一括保険契約等の場合においては、(1)の項目が記載された付保証明書又はその写しを提出するものとする。

１４　下請業者選定通知書

(1)　「千葉県建設工事適正化指導要綱」を遵守すること。

(2)　工事の一部を下請業者に請け負わせたときは、その請負契約締結後 2 週間以内に下請業者選定通知書により施工体系図及び写し、施工体制台帳を提出すること。添付書類は、下請契約書写し(金額入り)、建設業許可通知書(又は証明書)写し、資格証明書写し、社会保険証写し、退職金制度有無についての証明、建退共加入有無の照会、作業員名簿、その他監督職員の指示によるものとする。

(3)　下請契約に当たっては、同要綱第 3 条第 2 項に基づき、「建設工事標準下請契約約款(昭和 52 年 4 月 26 日中央建設業審議会決定)」又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書を使用しなければならない。

(4)　オペレーター付でトラッククレーン等の建設機械を操作する場合は、労働者派遣法に抵触するため事前に契約書を締結した後に実施するとともにこの旨を施工体制図に記載する。オペレーター付トラッククレーンの場合は契約書（写し）、クレーン検査証（写し）及びクレーン運転免許証（写し）を事前に提出しなければならない。

１５　ワンデーレスポンス対応

この工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事とする。内容は、標準仕様書 1.1.25 による。

１６　守秘義務

(1)　受注者は、契約書第１条第４項の規定により、工事の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2)　受注者は、当該工事の結果（工事処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(3)　受注者は、当該工事に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第２節１に示す施工計画書の工事組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該工事の遂行以外の目的に使用してはならない。

(4)　受注者は、当該工事に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該工事の終了後においても他者に漏らしてはならない。

(5)　取扱う情報は、当該工事のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

(6)　受注者は、当該工事完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。

(7)　受注者は、当該工事の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

(8)　受注者は、工事実施における個人情報の取扱いについて、添付「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。また、本契約において取り交わす書類中に特定個人情報（個人番号等）が含まれることがないように細心の注意を払うこと。

１７　工場製作を含む工事における配置技術者の取扱い

(1)　技術者の専任

建設業法上、技術者の専任を要する工事の場合、工場製作期間において配置する技術者は当該工事への専任を要しないが、現場施工期間において配置する技術者は当該工事への専任を要する。

(2)　工場製作と現場施工で異なる技術者を配置する場合

工場製作期間において配置する技術者と現場施工期間において配置する技術者は同一の者でなくてもよいものとする。

第２節　施工体制

１　施工計画書

(1)　施工計画書

標準仕様書 13.1.5 による。

ただし、提出する前に、請負契約書第 19 条による現場調査を行うこと。

(2)　作業手順書

浄水場施設に関わる工事は、稼働中設備との調整が不可欠である。そのため、稼働中設備において部分的な機器停止が必要な作業に当たっては、作業手順書を事前に作成し、運転管理側スタッフを含めた打ち合わせを行い、遺漏のないものに仕上げた作業手順書をもって実施しなければならない。

作業手順書の項目は、操作する機器毎とし、停止(開放)操作及び運転(投入)操作の順序を明確に記入すること。また両操作の関連を記入すること。

作業手順書を準備した作業においては、作業手順書記載の作業以外は行わないことを徹底し、安全を確保する。

作業手順書の作成に当たっては、添付「電気取扱い作業マニュアル」を遵守すること。

(3) 試運転要領書

施工計画書の別冊として、設備の立上げ時に実施する試運転実施要領、試運転作業手順書、試運転チェックリスト、データ記録表等をまとめ、試運転要領書として作成し事前に提出する。

2　関連工事及び別途工事

(1)　関連工事及び別途工事の工程、工事内容及び工事区分等に関し、関係者と十分な協議を行い、協力し合って遺漏のないように円滑な進捗を図るものとする。

(2)　特に別途工事で直接関係する機器・施設については、その操作性・機能性を十分理解したうえで、相互に協議・調整を行い施工し、施工分界部分については相互に協力・補完し完成させなければならない。

(3)　受注者は、別途工事がある場合、受注者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による「工事関係者連絡会議」を必要に応じて組織しなければならない。

3　電気取扱い作業マニュアル

本工事に電気取扱い作業がある場合は、添付「電気取扱い作業マニュアル」を遵守して作業しなければならない。

4　養生等

工事施工に当たっては第三者や建築物等に対して十分留意し、事故のないように努め、万一被害を与えた場合は受注者の責任で処理するものとする。

5　工事工程管理

全体工程表を作成し提出するとともに、フォローアップし工程管理を行わなければならない。

工程管理においては、出来形管理表等を作成し活用すること。毎月の工事履行報告書により報告するものとする。

機器及び材料搬入等の現場着手日から工事完成日までの施工期間は、月毎及び週毎の詳細工程表を、それぞれの前月 25 日、前週木曜日までに提出しなければならない。

現場工程前の準備期間においては、調査や打合せ等イベントの発生毎に対応する期間工程表を作成し提出しなければならない。

6　施工方法等

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定めるものとする。

第３節　安全管理

1　安全管理及び施工計画書

安全管理は最優先とする。「労働安全衛生法」等の安全法規、「標準仕様書」等の安全施工に関する条項・指針等に基づき、本工事の現場に必要な安全対策を作成し、施工計画書に記載するものとする。

施工計画書には、上記の他、次のような項目を記載すること。工事の進捗に応じて一部を別冊により提出してもよい。

(1)　安全管理組織
(2)　主要な各工事段階における安全施工計画
(3)　施設停止範囲の事前検討及び協議
(4)　工事区域における安全員及び標識の配置
(5)　資機材搬入計画
(6)　仮設事務所、資材置場設置、作業車両構内通行及び作業車両駐車計画
(7)　夜間工事などにおける照明計画
(8)　安全訓練及び安全衛生教育
(9)　工事関係者連絡会議

2　現場状況への対応

(1)　現場においては、通常の安全管理の他、常に現場の状況に即した対策を講じるものとする。

特に部分停止作業、高所作業、重量物の移動等には十分に安全を確保したうえで、作業を行うこと。

第2節1(2)(作業手順書)が必要な作業は、作業手順書を作成・検討のうえで、作業を実施しなければならない。

(2)　運搬を伴う工事を施工する場合は、標準仕様書1.3.4に従い、過積載の防止に努めること。

3　足場

足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（平成21年4月24日厚生労働省基発第0424001号）に基づき、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とする。

足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（2）手すり据置方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行わなければならない。

【参照先】(厚労省ホームページ)「手すり先行工法に関するガイドライン」について
https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/dl/06.pdf

4　安全・訓練

安全・訓練等については、添付の「安全管理に関する特記仕様書」に基づいて対応するものとする。

5　墜落制止用器具

「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型、胴ベルト型及びランヤード等）を使用すること。

第４節　環境対策

１　環境対策

受注者は、施工計画書の「環境対策」に「環境に配慮した工事実施計画」を記載するものとする。

工事施工に当たっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとし、これにより難い場合は監督職員の承諾を得るものとする。

２　軽油

標準仕様書 1.3.8 10. による。

（表－１）提出書類一覧

	名　称	提出期限	提 出 部数	摘　要
1	工事着手届	契約後 7 日以内	2	
2	主任技術者等選任通知書	契約後 7 日以内	2	経歴書(本人押印)、標準報酬月額決定通知書等写し、資格証明書添付。営業所専任技術者一覧表。
3	工事工程表	契約後 7 日以内	2	
4	履行保証保険(原本)	契約時	1	
5	建設工事保険写し	速やかに	1	又は付保証明書。 法定外の労災保険証券写し等
6	建設業退職金共済証紙(退職金ポイント)購入状況報告書(原本)	契約後 1 ヶ月以内(電子購入の場合は 40 日以内)	1	提出が遅れる場合は同購入遅延報告書、追加購入の場合は同追加購入報告書を提出。
7	前払い金請求書	必要の都度	1	必要な場合。保証契約書提出。
8	工事カルテ登録	契約締結後及び変更があった日から 10 日以内(土・日・祝日を除く)	1	CORINS。E メールによる。
9	条件変更等報告書	都度	2	契約書第 19 条の調査報告(照査)
10	施工計画書	契約後 30 日以内(原則)	2	総合版、詳細実施工程表。未決定箇所は後報別途提出。
11	各種工事施工計画書	実施に先立ち	2	
12	データ管理計画書	実施に先立ち	2	データの保護及びマルウエア対策が必要な場合
13	作業手順書	実施に先立ち	2	設備部分停止等養生・復帰を伴う作業
14	下請業者選定通知書	下請契約 2 週間以内	2	施工体系図、標準下請契約約款準拠使用の場合、条文対照表作成
15	施工体制台帳	〃	2	下請契約書、建設業許可写し、資格証明書写し、社会保険証写し、退職金制度証明、建退共加入有無の照会
16	工事打合簿	発生の都度	2	
17	月間・週間工程表	月間：前月 25 日 3 週間：前週木曜	2	提出日付、作成者名記入
18	工事履行報告書	毎月末	2	フォローアップ工程表、進捗状況写真等

（表－１）提出書類一覧表（続き）

	名　称	提出期限	提出部数	摘　要
19	主要資材発注調書	発注に先立ち	2	下請業者名、メーカ名明記
20	材料確認願	都度	2	納品書等添付
21	工事関係者連絡会議設置又は加入報告書	都度		同一区域複数工事実施の場合
22	出来形部分検査願	検査希望日の 15 日前	2	該当の場合
23	出来高請求書		1	該当の場合
24	建設副産物処理承認申請書	処理に先立ち	2	運搬経路図、建設廃棄物処理委託契約書写し添付。
25	建設副産物情報交換システム工事登録証明書	該当する場合	2	COBRIS
26	再生資源利用計画書	該当する場合	2	COBRIS
27	再生資源利用促進計画書	該当する場合	2	COBRIS
28	再生資源利用実施書	該当する場合	2	COBRIS
29	再生資源利用促進実施書	該当する場合	2	COBRIS
30	再資源化等報告書		2	法第 18 条
31	建設副産物処理調書	E 票は、管理票交付日(電子:登録日)から 90 日(特別管理産業廃棄物は 60 日、中間処理は 180 日)以内。	2	紙マニフェストでは、「D 票及び E 票の写し」を提示。電子マニフェストでは、電子マニフェスト情報を提示。
32	消防法等提出書類	該当する場合	2	
33	完成図書	履行期限内	2	
34	工事完成通知書	履行期限内	2	
35	建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	履行期限内	2	
36	工事目的物引渡し申出書	履行期限内	2	
37	請求書	完了時	1	
38	その他、必要なもの			監督職員の指示による。

（表－２）施設管理者提出書類一覧

［監督員確認後提出］

	名　称	提出期限	提　出 部数	摘　要
1	庁舎立入許可申請書	立入に先立ち	2	南房総広域水道企業団庁舎管理規程　　。 立入者名簿添付。
2	庁舎立入者名簿	立入に先立ち。 都度追加。	2	追加は打合簿で提出。全員記載。 追加者を注記。
3	腸内細菌検査報告書	立入に先立ち。 後 6 ヶ月後毎。	2	5 種（赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌（Ｏ－１５７）を含む）。検査結果写しを添付する。施工箇所により不要。
4	庁舎使用許可申請書	使用に先立ち	2	南房総広域水道企業団庁舎管理規程。現場事務所、資材置き場等。期間は工期内。
5	自家用電気工作物における電気需要設備構内区域除外申請書	使用に先立ち	2	現場事務所等を設置し受電する場合。 配置図、 引込経路図、配線図、電気回路図、構内区域除外範囲を明示。
6	火気使用許可願	使用に先立ち	2	
7	天井クレーン使用許可願	使用に先立ち	2	施設管理者提出用
8	月間・週間工程表	月間：前月 25 日 3 週間：前週木曜	2	(表-1)17 項と同じ。
9	作業報告書（日報）	当日 17 時まで	2	当日の作業及び翌日の作業を記載。 作業員氏名を両日分記入又は別添。

第２章　工　事

第１節　工事概要

１　概要

本工事は、大多喜浄水場送水ポンプ設備の機能、性能維持を図るとともに、不具合が生じている設備の整備を行うものである。

(1) 安房系３号送水ポンプ等点検整備　・・・　一式
（ポンプ、電動機、電動仕切弁、金属抵抗器、カム型制御器）
(2) 系統連絡用減圧弁点検整備（１号・２号）　・・・　２台
(3) 逃し弁Ｍ１点検整備及び付属小配管改良　・・・　１台
(4) 場内給水ポンプ制御盤点検　・・・　１面
(5) 安房系３号ポンプ逆止弁更新　・・・　一式
(6) エアチャンバ―用コンプレッサー設備更新　・・・　４台

２　工事一般

(1) 機器・配管等の配置については、1/100 程度の施工図を作成し、事前に関連工事請負業者と調整のうえ、当企業団に承諾図として提出し、承諾後施工するものとする。
(2) 各機器の操作場所及び保守点検スペースを確保するよう、機器類の配置を十分検討すること。
(3) 本工事に使用する機器及び材料は、当企業団の承諾を得たものとする。
(4) 各機器の付属品は、本特記仕様書に明記がなくとも、運転保守上当然必要なものは納入すること。
(5) 本工事に携わるものは熟練した技術者であること。
(6) 公的な仕様書、図面並びに承諾図等は、現場に常備し、現場施工と対応できるようにすること。
(7) 工事に際し、他の設備等に影響を与えないよう十分注意すること。
(8) 発生材の処分は法に基づき適正に処分すること。

３　工事範囲

(1) 本工事の工事区分は、次節に示す対象設備の製作・据付・配線配管工事・点検整備及び既設機器の撤去工事並びに試運転調整までの一切とする。
(2) 別途電気設備との取合いは、安房系３号送水ポンプ盤及び安房・夷隅系送水ポンプ補機コントロールセンタ等とする。
(3) 工事に伴い運用を確保するために必要な既設設備の調整、整定値の変更等は本工事の範囲とし、詳細は監督職員と協議する。
(4) 対象機器に不具合がある場合は、その原因を追究し、報告書に添付し提出すること。原因調査にかかる費用等については受注者の負担とする。
(5) 他工事施工の設備との接続及び試運転に際し十分な打合せを行うこと。

第２節　対象設備　（既設仕様）

１　安房系３号送水ポンプ

型式　　３００×２００ＣＫＮＭ型両吸込渦巻ポンプ
製造　　株式会社荏原製作所
口径（吸込）　　３００㎜

吐出量　　１４．５㎥／min
回転数　　１，４９０min^{-1}
全揚程　　１２９ｍ
材質（羽根車）　ＳＣＳ１３
　　（主軸）　ＳＣＭ４４０
台数　　１台

２　安房系３号送水ポンプ電動機
型式　　ＴＩＰ　ＤＣＫ－ＥＭ
製造　　株式会社東芝
出力　　４５０ｋＷ
電圧　　６６００Ｖ
電流　　４６Ａ
極数　　４Ｐ
周波数　　５０Ｈｚ
台数　　１台

３　安房系３号電動仕切弁
型式　　ＭＳＶ－Ｏ－Ｅ　外ねじ電動仕切弁（立置）
製造　　前澤工業株式会社
口径　　３００㎜
圧力　　Max １．５７ＭＰａ
仕様　　ＦＣＤ４５０/ＢＣ６/ＳＵＳ４０３
電動操作機
型式　　ＬＴＭＤＧ－０５Ｒ
製造　　西部電機株式会社
動力　　ＡＣ ２００Ｖ ５０Ｈｚ
制御　　ＡＣ １００Ｖ
台数　　１台

４　安房系３号金属抵抗器
型式　　ＤＧＰ６００Ｗ－Ｂ６Ｍ
製造　　株式会社東芝
電圧　　８０５Ｖ
電流　　３３５Ａ
台数　　１台

５　安房系３号電動カム型制御器
型式　　ＤＳ３６２－Ｗ１１Ａ１
製造　　株式会社東芝
電圧　　１５００Ｖ
電流　　５２０Ａ
台数　　１台

６　系統連絡用減圧弁

型式　　ＭＲＦ－１００（Ｘ）
製造　　株式会社森田鉄工所
口径　　２５０㎜
面間寸法　　７００㎜
入口圧力　　１．２０ＭＰａ
出口圧力(設定値)０．８５ＭＰａ
材質（本体）　　ＦＣＤ４５０-１０
（ストレーナ）　ＣＡＣ４０６
台数　　２台（１号・２号）

７　逃し弁Ｍ１

型式　　ＲＦＤ４２型背圧弁
製造　　フシマン株式会社
口径　　１５０㎜
面間寸法　　５３４㎜
設定圧力（Ｐ１）９．０kgf/㎠
流量　　Max ７．７㎥/min
材質（弁体）　　合成ゴム
（弁棒）　　ＳＵＳ４０３
（弁箱）　　ＦＣ２００
台数　　１台

８　場内給水ポンプ制御盤

構造　　鋼板製屋内設置形（自立型）
製造　　株式会社荏原製作所
寸法　　Ｗ１，２００×Ｈ１，９５０×Ｄ５００
電圧　　２００Ｖ
周波数　　５０Ｈｚ
数量　　１面

９　安房系３号送水ポンプ逆止弁

型式　　ＣＶＤＢ―３００　バイパス弁緩閉形
製造　　株式会社荏原製作所
口径　　３００㎜
圧力　　Max １．６０ＭＰａ
仕様　　ＦＣＤ４５０/ＢＣ６/ＳＵＳ４０３
台数　　１台

１０　エアチャンバー用コンプレッサー

型式　　ＧＫＨ－７５Ｃ５
製造　　株式会社明治機械製作所
出力　　７．５ｋＷ
電圧　　２００Ｖ

周波数　　５０Ｈｚ
構造　　三相かご形誘導電動機　防滴保護型
台数　　４台

第３節　交換材料

１　点検整備交換材料

(1)　安房系３号送水ポンプ

材料名称	規格寸法	数量	単位	備考
GF 形ガスケット(吸込側)	300A 用 NBR	1	枚	
GF 形ガスケット(吐出側)	200A 用 NBR	1	枚	
フォームフレックスカップリングパックキット		2	組	ｽﾍﾟｰｻ再利用
2 方口直動式電磁弁	20A　(通電開)	1	個	
圧力スイッチ	SNS-C130	1	個	
連成計	φ100 G3/8　-0.1～0.4MPa	1	個	
圧力計	φ100　G3/8　0～2.5MPa	1	個	

(2)　安房系３号電動仕切弁

材料名称	規格寸法	数量	単位	備考
リミットスイッチユニット		1	式	
ﾄﾙｸ･ｲﾝﾀｰﾛｯｸ用ﾏｲｸﾛｽｲｯﾁ		1	個	
端子台・Ｔサポート		1	個	
配線材		1	組	
スペースヒータ		1	個	
グリース		1	台分	7.5kg/台
ガスケット類		1	組	
雑材（ビス・ボルト類　他）		1	組	Oﾘﾝｸﾞ含む
リミットスイッチギヤユニット		1	式	
トルクスイッチユニット		1	式	
インターロックスイッチユニット		1	個	
外ネジ用ジョイント・スペーサ		1	個	
開度計用指示針、目盛板、ｱｸﾘﾙ板		1	個	
ソフトクラッチ		1	個	
発信器ケーブル		1	組	金具類含む
グランドパッキン	V＃6201	3	本	

(3)　安房系３号電動カム型制御器

材料名称	規格寸法	数量	単位	備考
限流継電器		1	個	

(4)　１号系統連絡用減圧弁

材料名称	規格寸法	数量	単位	備考
配管パッキン類		1	組	

(5)　２号系統連絡用減圧弁

材料名称	規格寸法	数量	単位	備考
配管パッキン類		1	組	

(6)　逃し弁Ｍ１

材料名称	規格寸法	数量	単位	備考
弁体	合成ゴム	1	個	
ダイヤフラム	合成ゴム	1	個	
ダイヤフラム受	FC200	1	個	
0 リング	合成ゴム	1	台分	
背圧弁	RPD52-2 型	1	個	
ストレーナ	FLI4 型	1	個	
パイロット配管周り	SUS 製	1	台分	

２　工場複合交換材料

(1)　安房系３号送水ポンプ

材料名称	形状寸法	数量	単位	備考
上下ケーシング	FCD400	1	組	
玉軸受	＃6218	2	個	ピン付
ディスタンスピース	SS400	1	個	
オイルシール	NBR	3	個	SB9011513/1 個 SB9512013/2 個
水切リング	SUS304	2	個	
ケースウエアリング	CAC406	2	個	
パッキン用スリーブ	SUS304	2	本	
グランドパッキン	P＃6501L	10	本	
ガスケット	V＃6500	1	組	
ランタンリング	SUS304	2	個	
軸受ナット・座金	SS400	1	組	
パッキン板	SUS304	2	個	
パッキン押え	SCS13	2	個	
パッキン押えボルト	C3604BD	4	個	
ノックピン	SUS304	2	本	
キー	S50CN	2	個	
満水検知器		1	個	

(2)　安房系３号送水ポンプ電動機

材料名称	形状寸法	数量	単位	備考
電動機ベアリング	＃6226	2	個	
軸受ワッシャ		2	個	
軸受ナット		2	個	
フェルトパッキン	6.4×6.4×1200	2	個	
ブラシ引上用モータベアリング		1	個	
ﾌﾞﾗｼﾎﾙﾀﾞｰ､ﾌﾞﾗｼ､ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ		6	組	
ブレード		3	個	
接触子		6	個	
短絡カラー		1	台分	
ミニベアリング		2	個	取付ﾎﾞﾙﾄ付

リミットスイッチ		1	台分	

※交換機器及び材料並びに工場複合工における工場交換材料は、第２節 対象設備(既設仕様)に記した規格（形状、材質、大きさ等）、品質、性能など同等以上とする。

第４節　点検整備内容

１　安房系３号送水ポンプ点検整備

(1) 撤去・搬出

(2) 搬入・据付

ポンプ取外し、据付、吸込み・吐出配管養生（閉止フランジによる）、芯出し調整（付属小配管については適切な養生を施すこと。）

(3) 消耗部品の交換

(4) 補修塗装

(5) 点検整備前後の各種データ測定及び試運転調整

ア 点検整備後、試運転調整を行い、正常に動作することを確認する。

イ 振動、温度、電流、絶縁抵抗、摺動部、芯出し、回転数等の整備前後のデータを比較できるように報告書に記載する。

２　安房系３号送水ポンプ電動機点検整備

(1) 撤去・搬出

(2) 搬入・据付

(3) 電動機取外し、据付、芯出し調整（電源ケーブルは適切な養生を施すこと。）

(4) 補修塗装

(5) 点検整備前後の各種データ測定及び試運転調整

ア 点検整備後、試運転調整を行い、正常に動作することを確認する。

イ 振動、温度、電流、絶縁抵抗、摺動部、芯出し、回転数等の整備前後のデータを比較できるように報告書に記載する。

３　安房系３号電動仕切弁点検整備

(1) グランドパッキンの交換

(2) 電動操作機の消耗部品及び油脂類の交換・再組立・調整

(3) 補修塗装

(4) 点検整備前後の各種データ測定及び試運転調整

ア 点検整備後、試運転調整を行い、正常に動作することを確認する。

イ 整備前後のデータを比較できるように報告書に記載する。

４　安房系３号金属抵抗器点検整備

(1) 分解清掃

(2) 運転停止位置の確認

(3) 配線接続締付確認

(4) 抵抗器の抵抗値測定

(5) 絶縁抵抗測定

(6) 点検整備前後の各種データ測定及び試運転調整

ア 点検整備後、試運転調整を行い、正常に動作することを確認する。

イ 整備前後のデータを比較できるように報告書に記載する。

5　安房系３号電動カム型制御器点検整備

(1) 分解清掃

(2) 配線接続締付確認

(3) 主接触子点検及び補助接触子接点手入れ

(4) 限流継電器交換及び電流設定調整試験

(5) サーマルリレー動作特性試験

(6) 絶縁抵抗測定

(7) 始動制御器単体動作確認試験

(8) 点検整備前後の各種データ測定及び試運転調整

ア 点検整備後、試運転調整を行い、正常に動作することを確認する。

イ 整備前後のデータを比較できるように報告書に記載する。

6　系統連絡用減圧弁（１号・２号）点検整備[簡易点検]

(1) 外観点検

(2) Y 型ストレーナ清掃、配管パッキン類の交換

(3) 点検整備前後の各種データ測定及び試運転

ア 点検整備後、試運転調整を行い、パイロット弁が正常に動作することを確認する。

イ 整備前後のデータを比較できるように報告書に記載する。

7　逃し弁Ｍ１点検整備

(1) 消耗部品の交換・再組立

ア 既設銅管部分を SUS 製配管へ交換する。

イ 消耗部品の交換・再組立を行い、設定圧力での正常動作を確認する。

(2) 点検整備前後の各種データ測定及び試運転調整

8　場内給水ポンプ制御盤点検

(1) 場内給水ポンプ制御盤について、以下の点検及び清掃を行うこと。

ア 盤内取付器具類の破損の有無

イ 扉の開閉及び施錠の確認

ウ 端子台、器具の接続部締付及び損傷の有無

エ 制御線の変色、結束状態

オ 盤内の汚損、発錆状態の確認及び軽微な補修

カ 接地線の取付状態

キ ケーブル貫通部の小動物侵入対策状況

第５節　工場複合工

1　安房系３号送水ポンプ点検整備

(1) 分解及び点検清掃

ア 点検整備前の各種データ測定

イ 満水検知器交換

ウ 上下ケーシング交換

(2) 各部計測

ア 整備前後のデータを比較できるように報告書に記載する。

イ ポンプ上部ケーシング開放後、各部計測したのち管理基準値外の計測値が確認された場合は、速やかに報告書を作成し提出すること。

(3) 羽根車バランス修正

ア 回転体取外し内部点検実施

イ 消耗部品の交換

(4) 工場内塗装

ア 指定塗料については、施工前にメーカー発行の証明書を監督職員に提出すること。

イ 各塗装工程毎に、必ず膜厚測定を行うこと。

なお、測定状況(数値)は写真管理し、結果を報告書に取りまとめること。

(ｱ) 内部塗装

・１種ケレン後、水道用エポキシ樹脂系プライマー１回塗装（20μｍ以上）

・水道用無溶剤形エポキシ樹脂塗料ＪＷＷＡ-Ｋ-１５７　３回塗装（300μｍ以上）

(ｲ) 外部塗装

・１種ケレン後、長曝型エッチングプライマ(ＪＩＳ K5633　２種)１回塗装（15μｍ以上）

・錆止め　２回塗装（各層 35μｍ以上）

・上塗り　フタル酸(マンセル 10B5/10)２回塗装（各層 30μｍ以上）

(5) 再組立

(6) 性能確認試験（工場）

ア 大多喜浄水場搬入前に、工場で実施した性能確認試験結果を報告書に取りまとめ、監督職員に提出すること。

※大多喜浄水場送水ポンプ棟内に搬入据付後、据付時に生じた塗装剥離箇所等に補修塗装を施すこと。

２　安房系３号送水ポンプ電動機点検整備

(1) 分解及び点検清掃

(2) 各部計測

ア 整備前後のデータを比較できるように報告書に記載する。

イ 電動機分解後、各部計測したのち管理基準値外の計測値が確認された場合は、速やかに報告書を作成し提出すること。

(3) 固定子・回転子洗浄乾燥ワニス処理

(4) 回転子ダイナミックバランス調整

(5) 再組立

(6) 単体試験

ア 大多喜浄水場搬入前に、工場で実施した各種試験結果を報告書に取りまとめ、監督職員に提出すること。

※大多喜浄水場送水ポンプ棟内に搬入据付後、外観塗装（全体上塗りのみ）を施すこと。

第６節　更新工事

１　安房系３号ポンプ逆止弁更新

(1) 概要

当該設備の更新を行い、通常の使用条件にて運転し、異常のないことを確認する。

(2) 工事範囲

ア 「第２節 対象機器（既設仕様）」に記載の機器の製作据付工事

イ 既設撤去工事

ウ その他上記に伴う諸工事

(3) 交換材料

材料名称	規格寸法	数量	単位	備考
逆止弁	CVDB-300	1	個	

(4) 現場複合工

ア 逆止弁の交換

(ｱ) 製作する機器及び材料は、保守管理が容易な構造とし、原則としてＪＩＳ及びＪＷＷＡによるものとする。

(ｲ) 水道用弁及び配管の納品に際しては、日本水道協会の検査証明書及び試験検査の成績表を監督職員に提出しなければならない（ただし、ガスケット、フランジ接合用ボルトナット等は除く。）

(ｳ) 受注者は所定の検査に合格した製品を指定場所に搬入し、監督職員の検収を受けた後、据付等を行うものとする。

(ｴ) 受注者は運搬中及び施工中において、製品に故障を生じないよう技術者を立ち会わせて十分に注意しなければならない。

(ｵ) 基礎架台等への据付は、鋼板製ウェッジ及び鋼板製ライナ等を使用して完全に水平垂直に芯だし調整を行うこと。なお、固定が必要な場所は所定の基礎ボルトを用い、これによる施工ができない場合は、監督職員の承諾を得てあと施工アンカー（接着系）により施工できるものとする。

(ｶ) 機器及び材料等のフランジ継手の接合は、ボルト類の締め付けをトルクレンチ等を用い、所定の規格値が得られていることを確認する。

イ コンクリート基礎のはつり・打設（基礎等付帯設備設置工事）

名　　称	規格寸法	数量	単位	備考
コンクリート基礎はつり※		1	式	
コンクリート基礎打設	強度：21N/㎟	1	式	

※現場複合工の施工に伴い、粉塵飛散防止用仮設ヤードを設置すること。

(ｱ) 機器の基礎鉄筋は、設置される機器の運転状態等を考慮し、適切なものとしなければならない。

(ｲ) 各機器の基礎及び架台を床スラブ等のコンクリート構造物上に設ける場合は、構造物の耐荷重を十分考慮し、構造計算書、検討書等を監督職員に提出すること。

(ｳ) 機器の基礎を既設コンクリートに打継ぐ場合は、打設面を目荒し清掃し、水で湿らせ、コンクリートを打設するものとする。

(ｴ) 工事の施工に当たり、既設コンクリートのはつりの必要が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、土木・建築構造物をできるだけ損傷させない工法で

施工しなければならない。

(ｵ) 機器据付後の基礎は、モルタル左官仕上げを原則とし、仕上げ厚さは 20 ㎜以上としなければならい。

2　エアチャンバ―用コンプレッサー設備更新

(1) 概要

当該設備の更新を行い、通常の使用条件にて運転し、異常のないことを確認する。

(2) 工事範囲

ア 「(3) 更新機器仕様（参考）」に記載の機器の製作・据付工事

イ 既設配管への接続及びケーブル配線工事

ウ 既設撤去工事

エ その他上記に伴う諸工事

(3) 更新機器仕様（参考）

電　　源　　三相/２００Ｖ/５０Ｈｚ

モータ出力　　７．５ｋＷ（トップランナーモータ搭載であること。）

圧　　力　　１．１５～１．４０ＭＰａ（復帰圧力～作動圧力）

吐出空気量　　７５５Ｌ/min 以上

タンク容量　　１８０Ｌ以上

騒音レベル　　正面１．５ｍで７４ｄＢＡ以下

そ　の　他　　中間水分離器が標準装備であること。

(4) 交換機器及び材料

ア 交換機器

機器名称	仕　　様	数量	単位	備考
コンプレッサー	上記(3)参照	4	台	

イ 交換材料（※）

材料名称	規格寸法	数量	単位	備考
エアトラップ		4	個	

※更新機器適合品であること。

(5) 打合せ

ア 受注者は、機器について監督職員と事前に十分打合せを行い、承諾図で承諾を得ること。

イ 関係機関とも十分打合せを行うこと。

第８節　納　品

1　各種の試験検査に要する費用は受注者の負担とする。

第３章　検　査

第１節　一般事項

機器及び材料の製作完了後、工場又は現場において監督職員の立会のうえ試験及び検査を行う。また、必要なものについては所轄官庁の試験及び検査を受けなければならない。

検査は、本仕様書、設計図書、承諾図書に基づくほか、各種試験方法によるものとする。

第２節　試験及び検査

受注者は、次の試験及び検査を受けるものとする。

１　工場検査

主要機器を製作するものは、原則としてその製作が完了したとき社内試験を受注者の責任のもとに実施し、その結果を提出すること。なお、監督職員より工場検査を実施するよう指示があった場合、監督職員の立会による工場検査を受けなければならない。

２　機器材料搬入確認

工事現場に搬入する機器、材料は、「材料確認願」を提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

３　官庁検査

工事対象物が関連法令に基づき監督官庁の使用前検査を行う必要があるものは、受注者の責務において受検に協力する義務を負うものとする。

４　完成検査

工事が完成したときは検査員による完成検査を受ける。完成施設、設備、機器、機能及び関連書類等の検査を受け、完成を認定されたのち請負金額の支払いを行うことができる。

そのほかに出来形・中間検査の既済部分検査がある。

出来形・中間検査で確認した検査済部分で評定した部分は、その後、完成・出来形・中間検査時には、その確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や受注者の管理状況から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

一部完成検査は、契約書等で工事等の完成に先立って一部施設の引渡しを受けるべき旨が約定されており、かつ、当該一部が完成した場合に、完成検査に準じて当該一部分について行われるものである。

(1)　書類に基づく確認検査
(2)　設計図書及び承諾図書及び工場検査成績表に基づく仕様、性能等の確認。
(3)　完成図書の検査
(4)　外観、構造、寸法、数量、組立、据付、施工状況等の検査
(5)　性能検査（性能・機能確認検査）

ただし、性能・機能確認検査は、現場試験における試験成績表により省略することができる。

5　出来形部分検査

出来形部分検査は、受注者から出来形部分検査願が提出されたときに、当該工事の既済部分について行う。

出来形部分検査の対象は、次のとおりである。

(1)　「材料確認願」により確認したものについて次の検査を行う。

ア　書類に基づく確認検査（設計図書及び承諾図書に基づく仕様、性能等の確認、各種試験成績表に基づく仕様、性能等の確認等）

イ　現場における検査（外観、構造、寸法、数量、組立状態等の検査）

(2)　現場施工完了（一部施工を含む。）したものを対象とする場合、前項の他、据付、施工状態等の検査、性能検査等を行う。

(3)　既済部分検査対象機器で現地の事情等で搬入できない主要機器類で、工場検査等を行い監督職員による検査が完了したものは、(1)は省略し当該検査等時に提出した書面及び完了報告書による検査とすることができる。

第３節　機材等

1　試験機材及び試験方法

(1)　試験用器具及び試験に必要な一切のもの、及びこれに要する消耗品等はすべて受注者の負担とする。

(2)　試験方法その他詳細については、その都度協議のうえ決定するものとする。

(3)　試験及び検査対象物によっては第三者機関に依頼することとする。

第４節　現地試験及び試運転

1　試験及び試運転項目

(1)　構造、外観及び寸法検査

(2)　性能試験（単体及び現場～中央制御等を含めた他設備との組合せ総合試験）

(3)　その他監督職員が指示する試験及び検査

建設副産物に関する特記仕様書

１　共通事項

(1)　「千葉県建設リサイクル推進計画２０１６ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム（ＣＯＢＲＩＳ）」により登録・作成し、施工計画書に含め各２部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム登録証明書」を同システムにより登録・作成し、各２部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

（建設副産物情報センター）（ＪＡＣＩＣ）
http://www.recycle.jacic.or.jp/

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム登録証明書」は最終請負金額が１００万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

(2)「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を２部提出すること。

なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、２部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。

(3)　建設廃棄物の処理に当たって、原則として産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のＤ票及びＥ票を提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

提出様式ホームページ：
http://www.pref.chiba.lg.jp/gikan/tetsuzuki/fukusanbutsu.html

安全管理に関する特記仕様書

1　総　則

本特記仕様書は、現場作業内容に応じた安全・訓練活動を通して安全に工事を実施可能な体制及び環境を整えるために必要な事項を定めるものとする。

2　安全・訓練等の実施

(1)　安全・訓練等の実施に当たっては、原則として工事着手後、作業員全員を対象として、月当たり半日以上の時間を割り当てるものとする。

(2)　実施内容は現場作業に即したものとし、次の項目から選択するものとする。

ア　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
イ　本工事内容等の周知徹底
ウ　本工事における災害対策訓練
エ　本工事現場で予想される事故対策
オ　その他、安全・訓練等として必要な事項

3　安全・訓練等に関する計画書の作成

安全・訓練等に関する具体的な計画書を作成し、本工事の施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

4　安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況は、ビデオ又は写真等に記録し報告するものとする。

5　本特記仕様書に定めない事項については、監督職員の指示によるものとする。

電気取扱い作業マニュアル

1　目的

浄水場、給水地点、事務所等の施設に関わる電気設備の設置、点検、修理、撤去の電気工事の計画、作業を行う場合における作業の安全を図るため、本マニュアルを定めるものとする。

2　作業計画及び準備

(1) 作業は停電をして行うことを原則とする。やむをえず全停電が困難な場合で、停電範囲が限られる場合には、充分なる安全対策を施すものとする。

(2) 同一室内において、作業が、重複しないよう、予め工程を調整する。

(3) 「作業手順書」を作成し、所属長及び主任者の承認を得るものとする。

作業手順書内容

ア　作業の目的

イ　作業責任者及び体制

ウ　作業の内容、作業時刻、作業場所、作業者等

エ　停電時刻及び停電範囲を示す図面等

(4) 工事の実施に先立ち、工事箇所又は配電盤等への電源ケーブルにつき、現地調査を行い図面と現物が一致することを確認する。

調査したケーブルにはペイントによる識別、若しくは表示札を取付け、確実に判別できるようにする。

例　撤去ケーブル・・・黄色

3　作業前打合せ

工事実施の当日、管理室の操作職員（浄水場、給水地点等の施設に関わる作業を行う場合）、監督職員、受注者による合同打合せを行い、工事の安全に努める。

打合せ内容

(1) 工事の目的

(2) 工事の内容

(3) 当日の工程

(4) 相互の連絡体制及び指揮命令系統

なお、打合せ記録を書面にて作成する。

4　作業

(1) 作業に先立ち、安全区画ネット、赤テープ等により危険区域を表示する。

(2) 電源側開閉器を開路し、開路した開閉器は施錠し、断路位置にし、若しくは「通電禁止（操作禁止）」の表示を取付け又は監視人を置く。

(3) 開路した電路の残留電荷を安全な方法で確実に放電させる。

(4) 開路した電路が高圧であったものについては、検電後、短絡接地器具を用いて確実に短絡接地する。

(5) 作業に当たっては、必要な保護具を着用し、必要な防具を装着する。

(6) ケーブルを撤去・切断等する場合には、前項までの安全処置を確認した後、ケーブルに、「作業許可」の表示を取付ける。

5　復電作業及び復電以後の操作

(1) 作業終了し、開路した電路に通電しようとするときは、作業者の安全及び短絡接地器具を取外したことを確認した後、これを行う。

(2) 復電作業中に同一室内においては他の作業を行わない。

(3) 重故障により遮断器がトリップした場合にはその機器の操作スイッチに、「操作禁止」の銘板を取付けたマグネット式のスイッチガード等を取付ける。

スイッチガードの取外しは現場確認を行った後、浄水場、給水地点等にあっては主任者等がこれを行い、事務所等にあっては所属職員がこれを行うこととする。

これにより現場確認の徹底と誤認の防止を図る。

6 設計時の配慮等

(1) 新設の工事・改造工事において、配線や機器の設置について単純にする。

コンデンサについては、母線一括として設置する方法、若しくはポンプと同一盤内又は専用盤とする。

(2) 同一盤内に異系統の電源が混在する場合は取扱注意の旨の表示を取付ける。

(3) 増設、改造工事完了後は、工事箇所のみならず全体図等の関連図面の整備を行い常に最新の状態の図面を備えつけ、関係職員に対し教育を行う。

7 備考

(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に当たっては、本マニュアルの内容を遵守すること。

(2) 電気工作物の「施工計画書」、「作業手順書」の作成においても同様とする。

個人情報取扱特記事項

第１　基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行う。

第２　事務従事者への周知及び監督

（事務従事者への監督）

１　受注者は、この契約による事務を行うために取扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、事務従事者に対して必要かつ適切な監督を行う。

（事務従事者への周知）

２　受注者は、事務従事者に対して、次の事項等の個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(1)　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと。

(2)　事務従事者又は事務従事者であった者は、その事務に関して知り得た個人情報を不当な目的に使用してはならないこと。

第３　個人情報の取扱い

（収集の制限）

１　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によりこれを行う。

（秘密の保持）

２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（漏えい、滅失及びき損の防止等）

３　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じる。

（持ち出しの制限）

４　受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務を発注者が指定した場所で行い、個人情報が記録された機器、記録媒体、書類等（以下「機器等」という。）を当該場所以外に持ち出してはならない。

（目的外利用及び提供の制限）

５　受注者は、発注者の指示がある場合を除き、個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に対して提供してはならない。

（複写又は複製の制限）

６　受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引渡された個人情報が記録された機器等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

第４　再下請の制限

受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

第５　事故発生時における報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第６　機器等の返還等

受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された機器等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引渡すものとする。ただし、発注者が別に作業の方法を指示したときは、当該方法によるものとする。

第７　発注者の調査、指示等

（調査、指示等）

１　発注者は、受注者がこの契約により行う個人情報の取扱状況を随時調査し、又は監査することができる。この場合において、発注者は、受注者に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出等を求めることができる。

（公表）

２　発注者は、受注者がこの契約により行う事務について、情報漏えい等の個人情報を保護する上で問題となる事案が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、受注者の名称等の必要な事項を公表することができる。

第８　契約の解除及び損害の賠償

１　発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、及び受注者に対して損害の賠償を請求することができる。

(1)　受注者又は受注者の委託先（順次委託が行われた場合におけるそれぞれの受注者を含む。）の責めに帰すべき事由による情報漏えい等があったとき。

(2)　受注者がこの特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成することができないと認められるとき。